

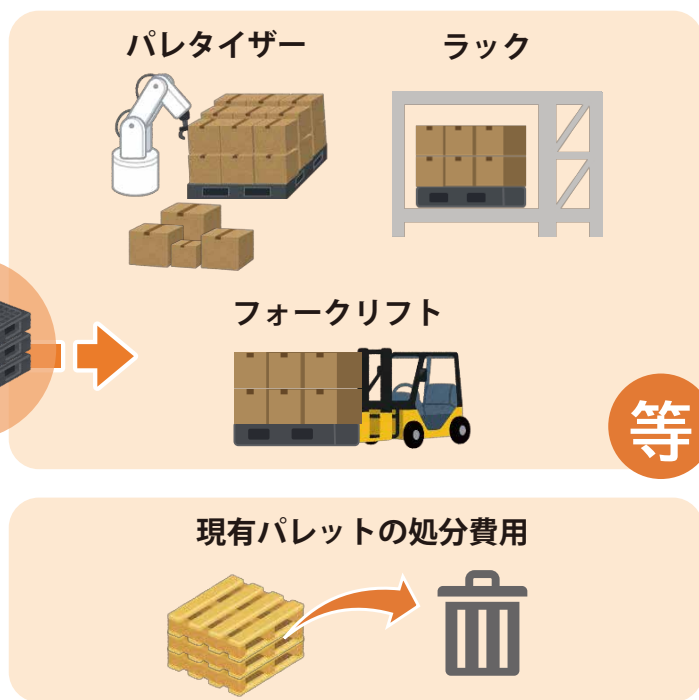
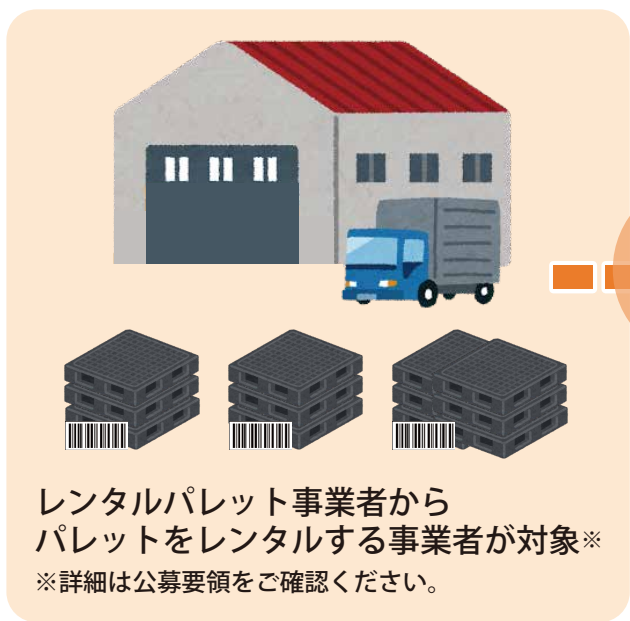
物流標準化促進事業費 補助金交付のお知らせ

パレットを導入する 物流事業者・倉庫事業者・荷主等の方へ

補助金
補助率 1/2 (上限あり)※
まで交付します!

※1事業者あたり最大6百万円までの
交付となります。

補助対象例



補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください

パレット標準化促進事業事務局

H P : <https://pacific-hojo.com/pallet/>

TEL : 050-5482-3523 【受付時間】平日10:00~16:00(土日祝日を除く)



補助対象・補助要件となる設備

補助対象事業者

指定の共同管理主体からレンタルパレットの提供を受ける物流事業者、倉庫事業者、荷主等が補助対象事業者になります。

補助対象・要件

補助対象		要件
①	パレット※1の導入に伴う搬送設備等の導入費用、改修費用、処分費用	パレットを運搬・荷役する設備 【搬送設備例】※2 ・パレタイザー ・ラック ・ハンドリフト ・フォークリフト ・パレットローラー ・垂直搬送機 ・フィルム包装機 ・輸送・保管ボックス
②	現有自社パレットの処分費用	標準仕様パレット導入にあたって不要となった現有自社パレットの処分費用

※1 本事業において求められるパレットとして、「平面サイズ1,100mm×1,100mm」「調達形態がレンタルである」等の要件を満たし、かつ主に輸送用として用いる必要があります。

※2 【搬送設備例】に列挙したもの以外でも、上記パレットの導入に伴う設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

補助対象・要件の詳細はHP公募要領をご確認ください。

申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、マイページからアップロードしてください。



ホームページへアクセス



申請書類をダウンロード



申請書類をマイページへアップロード

申請受付期間

申請受付開始

令和6年6月14日(金) 14:00～

申請受付終了

令和6年7月11日(木) 16:00

